

奈良県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	森本 宗孝	天理市長柄町七七三―二
〃	吉村 和美	〃 〃 三九九―一
〃	藪内 恒敏	〃 〃 七三七
〃	永曾 匡	〃 〃 七三三
〃	奥野 憲昭	〃 〃 八〇九
〃	畠中 清	〃 西長柄町一二〇
監事	白川 信夫	〃 長柄町八三二
〃	老田 重雄	〃 〃 四一〇―二

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	森本 宗孝	天理市長柄町七七三―二
〃	村上 勇	〃 〃 八四八―二
〃	飯田 勤	〃 〃 七二九
〃	老田 勇	〃 〃 七二一
〃	勝井 正夫	〃 〃 六一三
〃	佐藤 勇太郎	〃 〃 六七二―一
監事	白川 信夫	〃 〃 八三二
〃	堀田 信也	〃 〃 一〇一四―四